

## 議案第42号

### 読谷村立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

読谷村立図書館の設置及び管理に関する条例（平成12年読谷村条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	読谷村立図書館
位置	読谷村字座喜味2901番地1

第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

（入館の制限等）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (3) 係員の指示に従わない者
- (4) その他管理上支障があると認める者

（利用の制限）

第6条 教育委員会は、この条例に違反し、又は教育委員会の指示に従わない者に対し、図書館資料及び施設の利用を制限し、又は禁止することができる。

（損害賠償）

第7条 図書館を利用する者は、図書館の施設、附属設備、図書等を損傷し、若しくは紛失し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、村長が損害を賠償させることが適当でないとしたときは、その全部又は一部を

免除することができる。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年6月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實